

1 景観計画とは

景観計画は、景観法第8条に基づき、景観行政団体が良好な景観の形成を図るため、その区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定めたもの。

2 計画変更の背景等

現行の「青森市景観計画」の策定から10年以上が経過し、近年は多くの訪日外国人観光客が本市の歴史的・文化的資源を訪れるなど社会環境が変化してきており、今後は、歴史的・文化的景観の保全だけでなく、その周辺も含めた広域的な景観形成が必要となっていることや、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録に向けた、遺跡の保全の取組が行われていることなども踏まえ、青森らしい魅力ある景観の形成を目指し、市の景観形成の指針としての役割を担う「青森市景観計画」を変更するもの。

3 計画の主な変更内容

(1) 三内丸山遺跡・小牧野遺跡の保全関係

① 遺跡周辺の緩衝地帯(バッファゾーン)の規制

緩衝地帯を「景観重点区域」として設定し、建築行為等について届出対象として高さ・色彩等を重点的に規制する。

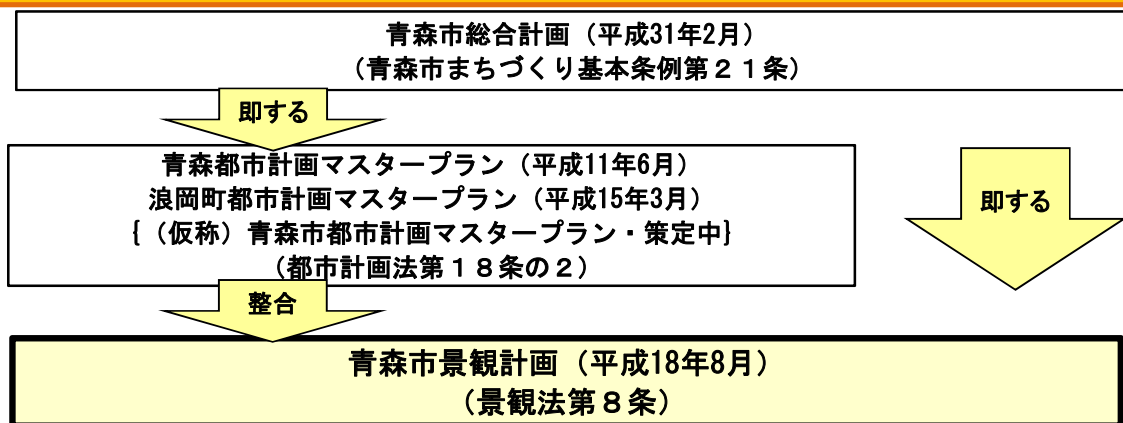
② 緩衝地帯(バッファゾーン)の外側の規制

遺跡群内の主要な視点場からの眺望を妨げないよう位置・高さ等を規制する。

(2) サインの整備関係

より分かりやすいサインの整備を推進するため、その方針を記載する。

4 関連計画との関係性



5 変更のスケジュール

【令和元年度】

- ・ 現行計画の検証
- ・ 計画変更案の検討

【令和2年度】

- ・ 計画変更案の作成
- ・ 計画の変更

【令和3年度】

- ・ 計画の実施
- ・ 市民への周知

※ 変更に当たっては、景観審議会、都市計画審議会からの意見を伺うなど、市民意見の聴取を行いながら進めるものとする。